

みつばちを飼育する方へ

■ 通年飼育（蜜蜂又は蜂蜜の譲渡・販売）若しくは花粉交配の期間を超えて飼育する場合

各地区養蜂組合が開催する事前調整等（例年8～9月）で調整を諮った上で、毎年、1月末までに「蜜蜂飼育届出書」を、飼育場所を管轄する総合振興局・振興局農務課へ提出してください。

CHECK!



花粉交配用にのみ蜜蜂を飼育する場合、**届出は不要**です。

※**花粉交配用**：数週間～数ヵ月間の必要な期間、一時的に飼育すること。

■ 花粉交配で使用した蜜蜂の処分方法について

花粉交配用に使用した蜜蜂は、そのまま放置すると蜜蜂の病気の原因となりますので、養蜂業者へ返却するか焼却等の処分をしてください。

CHECK!



貸出の場合 → 養蜂業者へ**返却**
買取の場合 → **焼却・廃棄**

※焼却処分をする場合は、蜜蜂を殺処分してから、焼却を行ってください。
一般廃棄物として処分をする場合は、各市町村に確認の上で処理を行ってください。

■ 腐蛆(ふそ)病の検査について

腐蛆病は法令で「家畜伝染病」に指定されており、蜜蜂の病気の中で最も大きな被害をもたらしますので、蜜蜂を飼育している方は、毎年受検しなければなりません。

また、花粉交配用に蜜蜂を導入する場合は、必ず腐蛆病検査受検済の蜜蜂を導入してください。

※設置場所を管轄する家畜保健衛生所へ連絡してください。

相談窓口

北海道十勝総合振興局産業振興部農務課

TEL 0155-27-8613 FAX 0155-22-0183

北海道十勝家畜保健衛生所

TEL 0155-59-2021 FAX 0155-59-2571



